

人事評価システム開発及び
運用・保守業務委託

落札者決定基準

千葉県教育庁

— 目 次 —

1	落札者決定基準の位置付け	1
2	落札者の選定	1
	（1）落札者選定方式	1
	（2）落札者選定方法	1
	（3）審査の実施手順	2
3	審査	3
	（1）第一次審査	3
	ア 入札参加資格審査	3
	（2）第二次審査	4
	ア 入札価格審査	4
	イ 基礎審査	4
	ウ 業務提案審査	4
	エ 優秀提案者の選定	7
4	落札者の決定	7

1 落札者決定基準の位置付け

人事評価システム開発及び運用・保守業務委託落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、千葉県教育庁が人事評価システム開発及び運用・保守業務委託（以下「本業務」という。）を実施する者の募集及び選定を行うに当たって、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 落札者の選定

（1）落札者選定方式

本業務を実施する者は、専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札に基づき実施する。

（2）落札者選定方法

落札者の選定方法は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として入札価格審査、基礎審査、業務提案審査を行う。

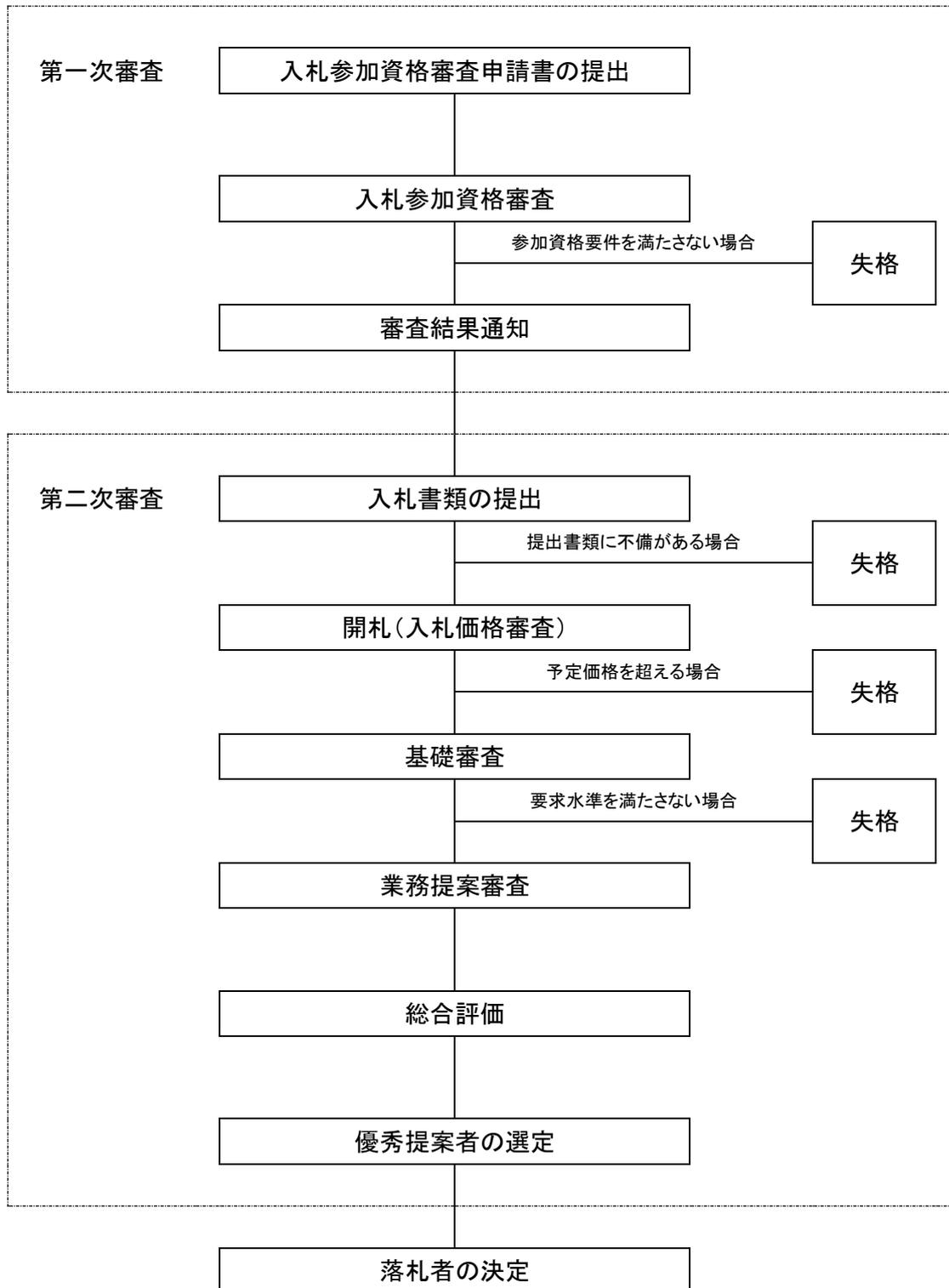
業務提案審査に当たっては、千葉県教育庁に設置した学識経験者及び県職員等で構成する「人事評価システム開発及び運用・保守業務委託総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において、入札参加者から提出された入札提出書類の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、委員会は非公開とする。

委員会の委員は次のとおりである。

委員長	鈴木 克之	教育振興部教職員課長
副委員長	大野 英彦	千葉大学教育学部附属教員養成開発センター教授
委員	大矢 孝之	千葉県中学校長会副会長
委員	加瀬 孝之	総務部デジタル改革推進局デジタル推進課長
委員	岩堀 英一	総務部デジタル改革推進局情報システム課長
委員	岡野 秀次	教育振興部学習指導課 ICT 教育推進担当課長

(3) 審査の実施手順

審査の実施手順は、以下のとおりである。



3 審査

(1) 第一次審査

ア 入札参加資格審査

千葉県教育庁は、入札資格確認申請書により、以下に示す応募者の備えるべき入札参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを審査する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

表 3-1 入札参加資格審査項目

項目	内容
入札参加者に求められる事項	<p>以下に該当しない者は、入札参加者になれないものとする。</p> <p>a 千葉県物品等入札参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認定されている者。</p> <p>b 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託において「A」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>c 「人事評価システム開発及び運用・保守業務委託」については、入札公告日以前 10 年以内で、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）において人事評価システムを稼働開始し、その後運用している実績を有していること。</p> <p>d JISQ27001 若しくは ISO/IEC27001 に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者又は当該認証を取得している者と同等の管理手法をとることができる者であること。</p> <p>e クラウドサービスの提供又は利用に関する国際規格の認証（ISO/IEC27017）、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）への登録又はこれらと同等の認証等を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。</p>
入札参加者の制限	<p>以下に該当する者は、入札参加者になれないものとする。</p> <p>a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。</p> <p>b 千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準による指名停止の期間中である者。</p> <p>c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われている場合を除く。）</p> <p>d 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続き開始の申立をしている者。（同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われている場合を除く。）</p> <p>e 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。</p> <p>f 破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立を行っている者。</p> <p>g 最近 2 年間の法人税、法人県民税、法人市町村民税、法人事業税、固定資産税、消費税又は地方消費税を滞納している者。</p>

(2) 第二次審査

ア 入札価格審査

千葉県教育庁は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の110分の100を超えていないことを確認する。入札価格が当該価格を超える場合は失格とする。

イ 基礎審査

千葉県教育庁は、業業務提案書に記載された内容が、以下に示す「要求水準の必須項目」を満たしていることを確認する。1項目でも要求水準の必須項目を充足していない、若しくは要求水準の必須項目について記載のない場合は失格とする。

要求水準の必須項目を満たしていることが確認された者の業務提案書について、業務提案審査を行う。

表 3-2 要求水準の必須項目

項目	要件
業務計画に関する項目	<ul style="list-style-type: none">・ 業務責任者が明示されているか・ 業務管理及びリスク管理が具体的且つ明確か・ 業務スケジュールが正しく認識されているか・ 業務範囲に含まれる全ての費用が見込まれているか
業務実施に関する項目	<p>下記業務の内容が要求水準書を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 人事評価システムの開発業務・ 人事評価システムの運用・保守業務

ウ 業務提案審査

千葉県教育庁は、業務提案書に記載された内容を、以下に示す加点審査によって評価し点数化する、また、入札価格についても点数化し、その合計点数をもって総合評価を行う。

$$\text{総合評価点 (500 点)} = \text{入札価格点 (100 点)} + \text{加点審査点 (400 点)}$$

※ () 内はそれぞれの配点を示す。

(ア) 入札価格の評価方法

入札参加者が提示した入札価格は、下記の算出式により、入札金額が最も低いものを満点(100点)とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき入札参加者の入札価格点を算出する。算出された得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の配点 (100 点)} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

(イ) 業務提案評価項目及び得点配分

業務提案評価項目、配点及び入札価格点を以下に示す。

表 3-3 業務提案評価項目及び配点

評価項目		配点 (点)	
1. 業務実施計画	①実施体制の適格性	3 2	8 0
	②知見、専門性等の有無	1 6	
	③実績の有無	3 2	
2. 業務内容及び実施方法	①業務の目的及び趣旨	3 2	5 6
	②適切なスケジュール	8	
	③システムの創造性、実現性	1 6	
3. システム要件	①システムの操作性	2 4	8 0
	②システムの拡張性	3 2	
	③システムの安定性、安全性	2 4	
4. 運用保守体制	①研修支援体制	3 2	1 6 0
	②障害時サポート体制	3 2	
	③ヘルプデスク体制	3 2	
	④データメンテナンス	3 2	
	⑤自主検査体制	1 6	
	⑥契約終了時の対応	1 6	
5. その他	①追加提案	2 4	2 4
業務提案評価項目に関する加点審査点		400 点	
入札価格点		100 点	
合 計		500 点	

(ウ) 業務提案評価項目の審査方法

各項目に設定している評価基準に基づいて、絶対評価により行う。

(エ) 採点基準

評価水準	加点比率 (点数=配点×加点比率)
提案による効果が大きく期待できる	100%
提案による効果が期待できる	50%
提案による効果が期待できない (要求水準と同等)	0%

(オ) 業務提案評価項目の評価基準

1 業務実施計画

区 分	評価基準
①実施体制の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・千葉県教育庁との連絡調整及び協議体制が検討されているか。
②知見、専門性等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に関する知見、ノウハウを有しているか。
③実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該業務と類似の業務の契約実績はどの程度のものか。

2 業務内容及び実施方法

区 分	評価基準
①業務の目的及び趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の人事評価における課題を把握し、企画提案されているか。 ・本県の状況を的確に把握し、必要となる設定等について企画提案されているか。 ・業務の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ・提案システムのコンセプトが明確に示されているか。 ・要求水準書の内容をよく理解しているか。
②適切なスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発、導入、テスト、準備等が無理のないスケジュールになっているか。 ・スケジュールの算出根拠が示されているか。 ・スケジュールの短縮等を行うための検討がされているか。
③システムの創造性、実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに創造性があり、かつ実現性があるか。

3 システム要件

区 分	評価基準
①システムの操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・直感的に理解し易い表示となっているか。 ・操作に専門的な知識を要求していないか。 ・操作手順が分かり易いか。
②システムの拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・機能追加を考慮した設計がなされているか。 ・将来的な人事システムの再構築にも対応できる柔軟性、拡張性があるか。 ・バックアップが容易となる方式であるか。 ・蓄積データの利用に工夫がされているか。 ・他のシステムとの連携が検討されているか。
③システムの安定性、安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・データ保護、システム保護等の安全対策が具体的に検討されているか。 ・認証方法が具体的に検討されているか。 ・システムの安定性向上に対して多角的な検討がなされているか。 ・性能を一定に保つ方策及び高める工夫が検討されているか。 ・レスポンス向上のための方策が検討されているか。

4 運用保守体制

区 分	評価基準
①研修支援体制	・研修内容、研修方法に工夫がなされているか。
②障害時サポート体制	・障害時のサポート体制が明確に示されているか。 ・障害時における迅速かつ的確な対応が可能となっているか。
③ヘルプデスク体制	・専用ヘルプデスクを設置しているか。 ・ヘルプデスク体制が明確に示されているか。 ・問合せ対応状況等は台帳管理し、分析できるようにしているか。
④データメンテナンス	・年度当初以外でもデータ整備作業支援が行える提案内容となっているか。
⑤自主検査体制	・運用体制について自主検査を行う体制があるか。
⑥契約終了時の対応	・業務終了時のデータ消去を適切に行うための提案がされているか。 ・業務終了時に、次期システムで利用可能な形でデータを受け渡せる提案がされているか。

5 その他

区 分	評価基準
①追加提案	・要求水準書に記載された内容以外に、業務遂行のため有効な提案があるか。

エ 優秀提案者の選定

委員会は、総合評価点の最も高い者を優秀提案者として選定する。

4 落札者の決定

千葉県教育庁は、委員会の評価を踏まえ、落札者を決定する。ただし、総合評価点が最も高い者が複数の場合には、当該優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。